

# 青森県報

号外第八十三号

令和四年  
十月十七日  
(月曜日)

## 目 次

○ 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条 例……………	(人 事 課) ……二
○ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……三
○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……四
○ 青森県建設業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する 条例……………	(監 理 課) ……五
○ 青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する 条例……………	(建 築 住 宅 課) ……五
○ 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例……………	(病 院 総 務 課 局) ……六
○ 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正す る条例……………	(教 育 教 職 員 課 庁) ……六
○ 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例……………	(教 育 体 育 課 庁) ……六
○ 青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例……………	(警 察 本 部 企 画 課) ……六

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第三十七号

#### 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県職員定数条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

- 一 青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）第一条第六号
  - 二 青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月青森県条例第三号）第二条
  - 三 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）第十条第一号及び第十八条第一項第一号
  - 四 青森県公舎条例（昭和三十六年十月青森県条例第六十号）第二条第一項
  - 五 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）第二条第二項
- (職員の再任用に関する条例の廃止)

第二条 職員の再任用に関する条例（平成十二年十二月青森県条例第百六十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員 の 定年等 に関する 条例等 の 一部を 改正する 条例をここに 公布する。

令和四年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第三十八号

職員 の 定年等 に関する 条例等 の 一部を 改正する 条例

(職員 の 定年等 に関する 条例 の 一部改正)

第一条 職員 の 定年等 に関する 条例 (昭和五十九年三月青森県条例第四号) の 一部を 次の ように 改正する。

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二條の四第一項、第二十八条の二(第三項を除く。)、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで、第二十八条の七及び附則第二十一項から第二十三項まで、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第二項並びに同法附則第三十八項の規定により読み替えて適用される国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)附則第九条」に改める。

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書中「医師及び歯科医師並びに公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師」を「職員」に、「六十五年」を「七十年」に改める。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、

「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（同条第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項各号を次のように改める。

一 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第四条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に、「当該」を「あらかじめ当該」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる」を

「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第五項を削る。

本則に次の六条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第三条ただし書に規定する職員並びに公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

一 職員の給与に関する条例第七条の二第一項に規定する職(人事委員会規則で定める職を除く。)

二 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)第四条に規定する職

三 警察法第六十二条に規定する警視及び警部

四 前三号に掲げる職のほか、これらの職に相当する職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(以下この項において「降任等」という。)

(以下「管理監督職以外の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経歴等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職につ

いての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の管理監督職以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察本部長が警察法第五十六条の四第一項本文の規定による任命を行う場合について準用する。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 任命権者は、前各項の規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるときは、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（施行事項）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第一項ただし書中「及び附則第三項中職員の退職手当に関する条例第三条第二項の改正規定」を削る。



附則第二項及び第三項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

3 前項の規定は、公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師については、適用しない。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第三条ただし書に規定する職員並びに公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する

措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

5 前項の規定は、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは、「警察本部長」と読み替えるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇格、昇給等)」を付し、同条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項及び第七項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条の二を削る。

第九条の四第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第二項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号並びに同条第四項及び第五項第一号中「その者」を「当該職員」に改める。

第十三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「(第二項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)」を削る。

第十九条第二項中「第十九条の四」を「第十九条の四第二項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の四第一項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「その者」を「当該任命権者」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の六第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の七第一項及び第十九条の八第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の十一第二項中「第七条の三」を「第四条第三項から第十項まで、第七条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の十項を加える。

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月青森県条例第四号。以下「定年等条例」という。)第三条ただし書に規定する職員

三 定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（定年等条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

四 定年等条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第六条に規定する職を占める職員

9 定年等条例第八条第一項に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第七項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第七項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 警察法第五十六条の四第一項本文の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第四号に規定する公安職俸給表の俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当

分の間、特定日以後、附則第七項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 附則第十項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十項中「前項」とあるのは「附則第十項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第七項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第九項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第九項及び第十項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第九項、附則第十項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第九項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第九項、附則第十項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九条第五項（第十九条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十九条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 附則第七項から前項までに定めるもののほか、附則第七項の規定による給料月額、附則第九項及び第十項の規定による給料その他附則第七項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員（事務職員）」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。



定年 再任用 短時間 勤務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000	円 521,400	

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。





定年 再任用 前短 時勤 務員	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
	円 241,500	円 253,200	円 257,300	円 288,600	円 305,100	円 319,200	円 342,800	円 377,900	円 409,500	

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額
	円 220,300	円 250,300	円 279,700	円 320,400	円 349,200

別表第四のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「完全再任用臨時勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
	円 234,000	円 274,300	円 331,100	円 415,200

別表第四の口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「完全再任用臨時勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
	円 225,200	円 271,100	円 324,400	円 405,200



別表第五再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
	準 額	準 額	準 額	準 額	準 額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第六のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「完全再任用臨時勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

別表第六の口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「完全再任用臨時勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

別表第六のハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「完全再任用臨時勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600



(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第三項」に、「短時間勤務の職を占める職員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項ただし書及び第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第二項本文中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第八条第一項、第十二条第一項第一号及び第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

第十条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十七条の表第三条第一項ただし書、第三条第二項ただし書、第四条第二項及び第十二条第一項第一号の項中「、第三条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条の表第四条第十一項の項を削り、同表第四条の二の項中「第四条の二」を「第四条第十一項」に改め、同表第十条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第四項の項を削る。

第二十三条の表第三条第一項ただし書、第三条第二項ただし書、第四条第二項、第八条第一項、第十二条第一項第一号及び第十九条の項中「、第三条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の表第四条の二の項中「第四条の二」を「第四条第十一項」に改め、同表第十条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第四項の項を削り、同表第十九条の七第一項及び第十九条の八第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十九条の十一第二項の項を次のように改める。

第十九条の十一第二項	<p>第四条第三項から第十項まで、第七条の三から第九条まで</p>	<p>第七条の三から第九条まで、第九条の三、第九条の四</p>
	<p>定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>任期付短時間勤務職員</p>

第二十六条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十七条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則第四項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給与条例附則第七項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）」を付

し、同項を次のように改める。

4 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第七項の規定の適用については、同項中「        」とする」とあるのは、「        」に、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附則に次の一項を加える。

5 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第七項の規定の適用を受ける場合における第二十二條の規定の適用については、同条中「        まで」とあるのは、「        まで及び附則第四項」とする。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第五條 職員の分限に関する条例（昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次の各号に掲げる場合」を、「法第二十八條の二第一項本文の規定による管理監督職以外の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号」に、「ときは」を「場合は」に改める。

第六條第二項中「昭和二十六年青森県条例第三十七号」を「昭和二十六年七月青森県条例第三十七号」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 第三条第一項及び第六條第二項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項中「とする」とあるのは「並びに職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）附則第七項の規定による職員の給料月額の変改及び青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）附則第四項の規定による職員の給料の額の決定とする」と、第六條第二項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）」とあるのは「職員の給与に関する条例」とする。

3 第四条第二項の規定は、職員の給与に関する条例附則第七項の規定による職員の給料月額の設定及び青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）附則第四項の規定による職員の給料の額の決定については、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額又は給料の額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第六条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された

同条例第六条に規定する職を占める職員

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第七条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された

同条例第六条に規定する職を占める職員

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第八条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年九月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「減給は」を「減給は、」に、「六月以下」を「六月以下の期間、その発令の日に受ける」に、「」の十分の一以下」を「。以下この条において同じ。」の十分の一以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（青森県警察職員定員条例の一部改正）

第九条 青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、再任用短時間勤務の者」を削り、「及び育児休業中の者」を「、育児休業中の者及び定年前再任用短時間勤務の者」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十とす。

（定年による退職の特例に関する経過措置）

3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」とい

う。)について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年等条例」という。)(第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る職員の定年等に関する条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

4 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)(から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年等条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(が基準日の前日における新定年等条例定年(基準日が施行日である場合にあつては、施行日の前日における旧定年等条例定年(旧定年等条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(を超え、(基準日における新定年等条例第三条本文に規定する定年である職に限る。)(及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年等条例第四条第一項若しくは第二項、改正法附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年(基準日が施行日である場合にあつては、施行日の前日における旧定年等条例定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新定年等条例第四条第三項及び第四項並びに第十一条の規定は、附則第三項の規定による勤務について準用する。

6 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)(附則第七項から第十六項までの規定は、改正法附則第三条第五項又は附則第三項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

7 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)(

から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職（新定年等条例第十条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第十条に規定する年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年等条例第十条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

8 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、

当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年等条例第四条第一項若しくは第二項、改正法附則第三条第五項又は附則第三項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者

イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二

十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項の規定による採用又は暫定再任用（この項、次項又は附則第十三項若しくは第十四項の規定に

より採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

9 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年度到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用し

ようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考に

より、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年等条例第十条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）

第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者

イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者



ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

10 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

11 前項の規定による任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

12 任命権者は、附則第十項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

13 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第八項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

14 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第九項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第十条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前二項の規定により採用された職員の任期については、附則第十項から第十二項までの規定を準用する。

16 改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

17 改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

18 改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

19 改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

20 改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第八項から第十五項までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

21 改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

22 改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

23 附則第八項又は第九項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

24 育児短時間勤務をしている附則第八項又は第九項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の育児休業等に関する条例第十七条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

25 附則第十三項又は第十四項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第四条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第三条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 附則第八項又は第九項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第九条の四第一項、第十九条第三項及び第十九条の六第二項の規定を適用する。

27 新給与条例第十九条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号） 附則第二十六項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

28 職員の給与に関する条例第四条第三項から第十項まで、第七条の三から第九条まで、第十一条の二から第十一条の五まで及び第十八条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十条第二項、第十三条第二項、第十九条の七第一項及び第十九条の八第一項並びに第三条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項、第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第八条第一項、第十二条第一項並びに第十九条の規定を適用する。

30 令和十四年三月三十一日までの間における第七条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号） 附則第八項又は第九項の規定により採用される職員を除く。）」とする。

31 令和十四年三月三十一日までの間における第九条の規定による改正後の青森県警察職員定員条例第一条第一項の規定の適用については、同項中「及び定年前再任用短時間勤務の者」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務の者及び暫定再任用短時間勤務の者」とする。

32 附則第八項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

33 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表第四条の二の項中「第四条の二」を「第四条第十一項」に改め、同表第十条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第四項の項を削り、同表第十九条の七第一項及び第十九条の八第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条の表第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第十二条第一項第一号並びに第十九条の項及び第八条第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

34 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

35 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 令和五年四月一日前から引き続き高齢者部分休業をしている職員に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「定年」とあるのは、

「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年十月青森県条例第三十八号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する

条例(昭和五十九年三月青森県条例第四号)第三条に規定する定年」とする。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三村申吾

### 青森県条例第三十九号

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を、「十八日」の下に「（一月間の日数（青森県の休日に関する条例（平成元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない場合にあつては、十八日から当該満たない日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第二条の四中「第六条の三」を「第六条の三の二」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項本文の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第五条の三中「十年」を「十五年」に改める。

第六条の三の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第六条の三の二 第五条の二（第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六条の二（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替へる字句
<p>第五条の二第一項</p>	<p>退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項本文の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）</p>	<p>特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項本文の規定による任命をいう。以下同じ。）により職員となつた後に退職した者</p>
<p>給料月額が減額されたこと がある場合</p>	<p>給料月額が減額されたこと がある場合（特定任命を受けたことにより特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）</p>	<p>俸給月額のうち</p>
<p>給料月額のうち</p>	<p>俸給月額のうち</p>	<p>給料月額 の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されること</p>
<p>俸給月額のうち</p>	<p>俸給月額 の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二第一項に規定する俸給月額の減額改定</p>	<p>俸給月額 の減額改定</p>

<p>第五條の三の表第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第二項第二号口の項、第六條の二並びに第六條の三の表第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額</p>
<p>項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前俸給月額</p>

第六條の五第一項中「第五條の二」の下に「（第六條の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十條第一項中「第五項又は第七項」を「第六項又は第八項」に改め、同條第二項中「十八日」を「職員みなし日数」に改め、同條第三項中「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改め、同條第十六項を同條第十七項とし、同條第十五項中「第十一項」を「第十二項」に、「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に、「第七項又は第八項」を「第八項又は第九項」に改め、同項を同條第十六項とし、同條第十四項中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に、「第十一項の」を「第十二項の」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十三項中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に、「第十一項の」を「第十二項の」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十二項を同條第十三項とし、同條第十一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第五号中「第四條第八項」を「第四條第九項」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同條第六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを



除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及び前項の規定による期間に算入しない。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め、同条第二項中「第五項又は第七項」を「第六項又は第八項」に改める。

第十七条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第二項から第二十六項までを削る。

附則第二十七項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十八項中「第四条」を「(昭和五十九年法律第七十一号)第四条」に、「第五条」を「(昭和五十九年法律第八十七号)第五条」に改め、「国家公務員等退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第八十二号)」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十九項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第四

項とし、附則第三十項を附則第五項とする。

附則第三十一項中「条例第三十二号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十二号。以下「条例第三十二号」という。）」に改め、「まで」の下に「及び第六条の三の二並びに附則第十五項から第二十二項まで」を加え、「附則第三十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三十二項中「第五条の二」の下に「及び第六条の三の二並びに附則第十八項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第三十三項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第三十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十四項中「附則第二十五条」を「附則第十三条」に改め、同項を附則第九項とし、附則第三十五項を附則第十項とし、附則第三十六項を附則第十一項とし、附則第三十七項及び第三十八項を削り、附則第三十九項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第六条の三の二において読み替えて準用する第五条の二第一項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第四十項を削る。

附則第四十一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十条第十項」を「第十条第十一項」に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の八項を加える。

15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における

第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十六項」とする。

17 前二項の規定は、職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

18 職員の給与に関する条例附則第七項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勲受を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三中「定年に」とあるのは「定年（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員にあつては六十歳とする。）に」と、同条の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは「定年（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員にあつては六十歳とし、その他の職員にあつては六十歳とする。）に」とする。

20 当分の間、第五条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に対する第五条の三の規定の適用については、同条中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員</p>	<p>六十五歳</p>
<p>職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者</p>	<p>六十歳</p>

21 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち、前項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「附則第二十項の表の上欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

22 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち、附則第二十項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）、第十条の改正規定並びに第十五条第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに附則第三十四項の改正規定（同項を附則第九項とする部分を除く。）及び附則第四十一項の改正規定（同項を附則第十四項とする部分を除く。）並びに附則第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第二十六項に規定する暫定再任用職員に対する改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第二十六項に規定する暫定再任用職員を除く。以下」とする。
- 3 新条例第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 新条例第十条第五項の規定は、令和四年七月一日以後に同項に規定する事業を開始した職員又は同項に規定する人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

### (職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年十二月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例第二条第二項」を「職員の退職手当に関する条例第二条第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「同条例第三条」に改める。

附則第七項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

6 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年十月青森県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第三十一項」を「附則第六項」に改める。

7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「附則第三十一項から第三十三項まで及び第三十七項」を「附則第六項から第八項まで」に改める。

青森県建設業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第四十号

青森県建設業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建設業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報

処理組織を使用して、法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けようとするとき、同条第三項の規定による建設業の許可の更新を受けようとするとき、法第二十七条の二十六第二項の規定による経営規模等評価を申請するとき及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知を請求するときは、青森県収入証紙による納入の方法によらないことができる。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

#### 青森県条例第四十一号

##### 青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十五号中「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に改め、同条第三十二号中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

別表第二十二号中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同表第二十八号中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青 森 県 知 事      三                      村                      申                      吾

青森県条例第四十二号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第六条の三第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を

「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後に、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことの承認を受けて勤務しない場合（前号及

び次号に掲げる場合を除く。）

第二十条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」



に、「同項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、職員（次に掲げる職員を除く。）が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給料の額については、職員の給与に関する条例附則第七項及び第九項の規定に準じて、管理者が定める。

一 任期を定めて採用された職員及び非常勤職員

二 病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師

三 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日においてこの項の規定により管理者が定める額の給料を支給されていた職員を除く。）

四 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

#### 附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第二十六項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の三の規定を適用する。

3 令和十四年三月三十一日までの間における改正後の条例第二十条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第十三項

又は第十四項の規定により採用された職員」とする。

4 改正後の条例第五条、第六条、第九条から第十条まで及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第四十二号

##### 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による更新講習修了確認、同条第三項第三号の規定による確認、同条第四項の規定による修了確認期限の延期及び同条第五項の規定による認定に関する事務」を削り、同条第一号中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表第一号中「第二項若しくは第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第十六条第一項」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同表第二号中「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同表中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第四十四号

##### 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例

青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号口の表の備考の1を削り、同備考の2を同表の備考とし、別表第二号イ(2)の表の備考の1を削り、同備考の2を同表の備考とし、同号口の表の備考を削る。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第四十五号

## 青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

青森県迷惑行為等防止条例（平成十三年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地域の」を削る。

第六条に次の二項を加える。

2 何人も、学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者の利用に供される場所（公共の場所及び住居等（住居、浴場、更衣場、便所その他他人が通常衣服を着けないでいるような場所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又はタクシー、貸切バスその他の不特定若しくは多数の者の利用に供される乗物（公共の乗物を除く。）内（住居等を除く。）において、正当な理由がないのに、他人に不安を覚えさせ、又は他人の性的羞恥心を著しく害するような前項第二号に掲げる行為をしてはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、衣服の全部若しくは一部を着けないで住居等にいる他人の姿態（以下「他人の姿態」という。）を撮影し、又は他人の姿態を撮影しようとして、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の姿態に向けてはならない。

第七条中「つきまとい等」の下に「及び同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を、「まで」の下に「及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）」を、「安全、」の下に「住居等（」を、「その他その」の下に「現に所在する場所又は」を加え、「（以下「住居等」という）を「をいう。以下同じ）」に改め、同条第一号中「又は」を削り、「押し掛ける」を「押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「かけ、」を「かけ、文書を送付し、」に、「その他これに類する電気通信を送信する」を「の送信等をする」に改め、同条第八号中「又は」を削り、「図画」の下に「、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体」を加え、「置く」を「置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置く」に改め、同条に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）（次号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の「電子メールの送信等」とは、次に掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第九条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年二月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円